

富山県観光イメージ調査・分析業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、富山県観光イメージ調査・分析業務を委託する業者を選定する公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務の名称

富山県観光イメージ調査・分析業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間

委託業務契約締結の日から令和8年8月31日（月）まで

(4) 委託料の上限額

金 3,500,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- (2) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員またはその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者を言う。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用した等と認められる者

エ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者

- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- キ 参加者（参加者が法人その他団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後 2 年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ク 参加者が破産者で復権を得ない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き中若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き中の者
- ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 4 項に規定する接待飲食業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けている者
- シ 本プロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間において、富山県の指名停止措置を受けている者
- ス 民法（明治 29 年法律第 89 号）に規定する成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者
- セ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

4 参加手続き

(1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問書」（様式 3）に記載の上、令和 8 年 4 月 28 日（火）午後 5 時までに電子メールで提出すること。（質問への回答は、原則、すべての参加者に周知する。）

(2) プロポーザルへの参加申し込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、「参加申込書」（様式 1）及び会社概要（様式 2）を令和 8 年 4 月 30 日（木）午後 5 時までに電子メールで提出すること。

(3) その他

参加申込書及び質問書の提出先は「10 問い合わせ先」と同様。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次のアからエの書類データを提出すること（様式任意）。

- ア 企画提案書 別紙「仕様書」により作成の上、提案すること。
- イ 経費見積書 本委託業務の実施に伴う全ての経費を積算し、「2 委託業務の概要」の「(4) 委託料の上限額」の範囲内で、見積書を提出すること。
- ウ 業務実施体制（社外協力企業等を含む）、責任者、配置担当者、職務経歴

(2) 提出期限

令和8年5月14日（木）午後5時（必着）

(3) 提出方法

- ア 提出先 「10 問い合わせ先」と同様
- イ 提出方法 電子メール

6 審査方法

- (1) 企画提案書等による書面審査により契約候補者を選定する。（必要に応じてヒアリングを実施）
- (2) 審査基準は、別紙「審査基準」のとおり。
- (3) 審査結果は、選定の有無に関わらず、後日電子メールで通知する。なお、決定の経緯、決定理由等に関する問い合わせには応じない。

7 契約締結

プロポーザルの結果、採用となった後は、公益社団法人とやま観光推進機構と協議の上、最終的な仕様を確定し、委託契約を締結するものとする。

8 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とする。
- (2) 参加申込後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和8年5月13日（水）午後5時までに辞退届（任意様式）を電子メールで提出すること。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
 - 所定の日時まで提出すべき書類を提出しなかった場合
 - 本プロポーザルに関する条件、指示事項等に違反した場合
- (4) 受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

9 スケジュール

令和8年4月16日(木)	公募型プロポーザル募集開始
令和8年4月28日(火)	質問受付期限
令和8年4月30日(木)	参加申込期限
令和8年5月14日(木)	企画書等提出期限
令和8年5月中旬	審査、審査結果通知
令和8年5月下旬	事業者決定、契約締結

10 問い合わせ先

〒930-8051 富山市新総曲輪1番7号

公益社団法人とやま観光推進機構 北野

TEL : 076-444-4571

メールアドレス : kitano@info-toyama.com